

4月から次の福祉手当制度の手当額が改定されます

「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」の手当額が、令和2年4月分（特別児童扶養手当は8月支給分、障害児福祉手当・特別障害者手当は5月支給分）から引き上げられます。



◇福祉手当制度手当額

	令和2年3月分まで（月額）	令和2年4月分から（月額）
特別児童扶養手当1級	52,200円	52,500円（+300円）
〃 2級	34,770円	34,970円（+200円）
障害児福祉手当	14,790円	14,880円（+90円）
特別障害者手当	27,200円	27,350円（+150円）

※各福祉手当の受給対象者は、重度の障害がある方です。

詳しくは、健康福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

◇問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645

4月から児童扶養手当の手当額が改定されます

児童扶養手当の手当額が、令和2年4月分（5月11日支給分）から引き上げられます。

◇児童扶養手当額

		令和2年3月分まで（月額）	令和2年4月分から（月額）
本 体 額	全部支給	42,910円	43,160円（+250円）
	一部支給	42,900円～10,120円	43,150円（+250円）～10,180円（+60円）
第 2 子 加 算 額	全部支給	10,140円	10,190円（+50円）
	一部支給	10,130円～5,070円	10,180円（+50円）～5,100円（+30円）
第3子以降 加 算 額	全部支給	6,080円	6,110円（+30円）
	一部支給	6,070円～3,040円	6,100円（+30円）～3,060円（+20円）

◇児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、生活の安定と自立を図るために手当を支給する制度です。

※手当の支給に関しては、所得制限などがあります。

◇問い合わせ 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-23-5508



～後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ～

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。今までどおり所得の少ない方などには軽減制度がありますが、そのうち特例措置として実施されている所得の低い方の均等割軽減措置について、8割軽減が令和2年度に7割軽減に、8.5割軽減が令和2年度に7.75割軽減に令和3年度に7割軽減に変更されます。

なお、均等割額の5割・2割軽減の対象は拡大されます。

令和2年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額（上限保険料額）
令和2・3年度（年間）	50,304円	9.51%	64万円
【参考】平成30・31年度（年間）	45,812円	8.80%	62万円

◇問い合わせ 市役所国保年金課 ☎0738-23-5530

和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688